

神 機 健 発 第 7 0 号
平成27年9月15日

事 業 主 様
事務担当者 様

神戸機械金属健康保険組合
理事長 大 島 孝一郎
(公 印 省 略)

マイナンバーの健康保険関係事務への影響について

平素より当組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年10月よりマイナンバー（個人番号）が住民票のある市町村より送付されることとなっております。健康保険組合では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき適用、給付および徴収業務でマイナンバーを利用することとなります。そこで、マイナンバーの健康保険関係事務に関して事業所様に関連する事項を現段階で整理しお知らせいたします。なお、今後の国等から出される指針により変更がありうることを申し添えます。

主な事項

1 平成27年10月より通知カードが住民票のある市町村より各個人に送付されます（国外居住者は住民登録をした際に付番）

平成29年1月1日時点に在籍されている 全ての被保険者および被扶養者の マイナンバーを健康保険組合にお届けいただくことになります（国外居住者を除く）。平成29年1月1日以降に新規資格取得される方およびその被扶養者に加え、同年月に在籍されている方およびその被扶養者についてもお届けが必要です。従って、この通知カードをなくさないようにお願いします。また、通知カードは市町村から簡易書留で送付されるため必ず受領していただくようお願いします。なお、届出の時期・方法については別途お知らせしますが平成28年秋以降とする予定です。

2 各種届出書にマイナンバーの記載欄が設けられます

平成29年1月より健康保険関係の届出書にマイナンバーの記載欄が設けられることになります。

3 本人確認の実施

マイナンバーの取得にあたって利用目的（「番号法に基づき健康保険届出事務でマイナンバーを利用します」）を被保険者の方に周知いただくとともに、本人確認（番号確認＋身元確認）の実施が必要になります。本人確認方法の詳細は別添資料の本人確認の措置①②に基づき行っていただきます。

4 平成29年7月（予定）からは情報連携がはじまります

マイナンバーを用いることにより、所得情報、住民票情報、年金情報の照会を健康保険組合から直接関係機関に照会できるようになります。これに伴い、現在各種届出の際に求めている所得課税証明書、住民票、年金振込通知などの添付が不要になります（ただし、雇用保険の離職票などマイナンバーでは把握できない情報に関する書類については引き続き添付していただくことになります）。これらの詳細については別途お知らせします。

別添資料

- ・マイナンバーと健康保険関係事務

平成27年10月以降の事務の流れを時系列でまとめました

- ・医療保険のマイナンバー（個人番号）対応をお願いします（事業主のみなさまへ）
- ・医療保険のマイナンバー（個人番号）対応をお願いします（加入者のみなさまへ）
- ・本人確認の措置①②

本人確認の際求められる書類の一覧表です

マイナンバー制度にかかる参考資料等（平成27年9月9日現在）

- ・内閣官房（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）
- ・厚生労働省（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>）
- ・特定個人情報保護委員会（<http://www.ppc.go.jp/index.html>）